

農地法第3条の規定による許可申請書(農地法第3条)添付書類一覧

■申請書1部(正本)に下記の書類を添付して提出してください。

添付書類	取得先	提出 部数	内容
土地の登記事項証明書 (全部事項証明に限る。)	法務局	1	交付後3か月以内のもので、原本を提出してください。
公図	法務局	1	交付後3か月以内のもので、原本を提出してください。
位置図	任意様式	1	申請地を住宅地図に表示してください。
耕作地位置図 (該当者のみ)	任意様式	1	譲受人が現に農地を所有又は借りている場合、その農地の位置及び地番を住宅地図に表示してください。 (市外の農地は不要です。)
同意書	指定様式	1	申請地の農会長及び水利代表者の同意書を提出してください。なお、申請地が複数の地区の場合は、各地区の農会長及び水利代表者の同意が必要です。
貸借契約書の写し (該当者のみ)	任意様式	1	申請地を賃借権又は使用貸借による権利設定する場合に提出してください。(契約書の参考様式は加東市ホームページから取得することができます。)
委任状 (該当者のみ)	任意様式	1	申請を行政書士に委任する場合に提出してください。
営農計画書 (該当者のみ)(法人の場合)	指定様式	3	譲受人が新規就農者、市外在住者又は法人の場合に提出してください。
住民票 (該当者のみ)	市町村	1	譲受人の住民登録が加東市外の場合や譲渡人の現住所・氏名が登記簿と異なる場合、住民票抄本を提出してください。(交付後3か月以内のもの) なお、相続登記未了の場合で相続人全員で共同申請する場合は、被相続人の除籍謄本を、特定人が単独で申請する場合は、遺産分割協議書又は相続放棄同意書を提出してください。
在留カード、在留資格認定証明書、特別永住者証明書 (外国籍の場合)	—	1	譲受人が外国籍である場合に提出してください。
他市町村の耕作証明 (該当者のみ)	市町村	1	譲受人が加東市外で農地を所有又は耕作している場合、農地所在地の市町村農業委員会の耕作証明を提出してください。(交付後3か月以内のもの)
定款又は寄附行為の写し (法人の場合)	—	1	譲受人が法人の場合に提出してください。(写しを代表者で原本証明)
農地所有適格法人としての事業等の状況 (農地所有適格法人の場合)	指定様式	1	譲受人が農地所有適格法人として、初めて農地等の所有権を含む権利を取得する場合又は現に農地所有適格法人であって、初めて加東市内の農地等の所有権を含む権利を取得する場合に提出してください。
定款の写し及び組合員名簿又は株主名簿 (農地所有適格法人の場合)	—	1	※現に加東市内の農地等を農地所有適格法人として権利取得されている場合は、毎事業年度終了後の報告書により確認するため提出は不要です。

【留意事項】

※申請地を貸し付けている又は借り受けている場合は、農地法第18条第6項の規定に基づく解約の手続きが必要です。解約の手続きは、農地等の権利移動の許可申請(農地法第3条)と同時に可能です。

※譲受人の農地が全て耕作されていることを農業委員会が確認します。遊休農地や違反転用がある場合は、新たに農地の権利(所有又は貸借)を取得することはできません。